特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第４０号

北海道美唄市字峰延原野2647番地２
清算株式会社　美唄三笠総合開発株式会社
代表清算人　加藤　　隆

１　決定年月日　平成25年３月29日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。

第１　通則

１　略称

本協定案においては、次の通り用語を略称する。

	（略称）
⑴　美唄三笠総合開発株式会社	清算株式会社
⑵　北海道リンクス株式会社	新会社
⑶　平成23年３月28日	基準日

２　協定案の対象となる債権

本協定案の対象となる債権は、清算株式会社に対し、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権とし、同債権を有する者を「債権者」という。

３　会員預託金債権

本協定案における「会員預託金債権」とは、協定債権のうち、清算株式会社に対し、会員制ゴルフクラブ「北海道リンクスカントリー倶楽部」についての優先的施設利用権(以下、「プレー権」という。)及び預託金債権を有する債権者（基準日までに退会していた会員を除く。以下、「会員債権者」という。)の有する債権をいう。

４　債権の合算

本協定案による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、協定債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとに全ての協定債権を合算して一つの債権とみなす。

５　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

６　弁済の方法

本協定案に基づく弁済は、債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は精算株式会社の負担とする。

なお、債権者が本協定案に基づく弁済予定日の３営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を札幌法務局に供託することができる。

７　債権譲渡等がなされた場合の取り扱い

基準日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、基準日における債権者の協定債権額を基準として行う。

第２　協定債権

１　債権額の確認

債権者と清算株式会社は、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している協定債権の元本、利息及び遅延損害金が別表の議決権額一覧表記載の「議決権額」欄記載の金額であることを相互に確認する。

２　原則

債権者は、協定債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。

⑴　元本

清算株式会社は、協定債権の元本を次表の債権額に区分した上で弁済額を算出し、各債権者に対し、区分毎の弁済額の合計額を弁済する。債権者は、協定債権の元本の残額を放棄し、清算株式会社は免除を受ける。

（債権額の区分）	（弁済率）	（免除率）
金１万円以下の部分	100%	0%
金１万円超の部分	0.5%	99.5%

⑵　利息、遅延損害金

債権者は、利息及び遅延損害金について全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。

⑶　弁済の時期

清算株式会社は、債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から８か月以内に、前記⑴の定めに従って算出された金額を支払う。

３　会員預託金債権についての特則

⑴　会員預託金債権の処遇についての概要

清算株式会社は、新会社に対し、平成22年３月15日付け新設分割により、従来運営していた会員制ゴルフクラブ「北海道リンクスカントリー倶楽部」に係る事業を承継させた。

会員債権者は、新会社における「北海道リンクスカントリー倶楽部」の会員となり新会社から免除後の預託金を額面とする新預託金証書の発行を受けるか、それとも、当該ゴルフクラブの会員とはならずに清算株式会社から免除後の預託金について金銭による弁済を受けるかの選択権を有する。

会員債権者が、新会社における「北海道リンクスカントリー倶楽部」の会員となった場合には、後記⑶「入会希望会員」の定めに従い、新会社において「北海道リンクスカントリー倶楽部」におけるプレー権を保障し、新会社が、免除後の会員預託金債務を引き受け、償還期限を10年間として無利息にて預かり、免除後の預託金を額面とする新会員権証書を発行・交付する。

これに対し、会員債権者が「北海道リンクスカントリー倶楽部」の会員とならない場合には、後記⑷「非入会希望会員」の定めに従い、清算株式会社が免除後の預託金債務を弁済する。

⑵　入会・非入会の意思表示の方法

ア　会員債権者は、本協定案に対する協定認可決定確定日の属する月の末日から２か月以内(以下、「申込期限」という。)に、新会社における「北海道リンクスカントリー倶楽部」に入会を希望するか否かにつき、新会社に対し、書面により意思表示をするものとする。

具体的には、新会社が、本協定案に対する協定認可決定確定後、速やかに、会員債権者に対し、入会・非入会の意思を表示するための用紙を送付することとし、会員債権者は、同用紙に所定事項を記入して新会社に返送する方法にて意思表示を行うものとする（以下、上記入会の意思を表示した者を「入会希望会員」、上記非入会の意思を表示した者を「非入会希望会員」という。)。

イ　会員債権者が複数口の会員権を有している場合、上記アの入会・非入会の意思表示は、会員権の口毎に行うことを妨げない。

ウ　申込期限までに、上記アの入会・非入会の意思表示を行わなかった会員債権者については、入会希望会員として取り扱う。

⑶　入会希望会員

ア　入会希望会員については、入会を希望した会員権の口毎に、新会社が、会員預託金債務の１万5000円以下の部分までの全額とこれを超過する部分の１％相当の金額との合計額を免責的に引き受け、同合計額を新額面とする預託金証書を申込期限経過後速やかに発行する。

イ　上記アの預託金証書による預託金の償還期限は証書発行日から10年間とし、退会を条件として、新会社が額面相当額を弁済する。

ウ　清算株式会社における「北海道リンクスカントリー倶楽部」の会員権について、基準日時点で既に退会していた会員であっても、当該会員権につき会員預託金債権の返還を全く受けていない者については、新会社に対し、新会社における「北海道リンクスカントリー倶楽部」に引き続き入会を希望する旨の意思表示をすることにより上記ア乃至ウと同様の取り扱いを受けることができる。

⑷　非入会希望会員

非入会希望会員については、非入会を希望した会員権の口毎に、前記２「原則」⑴「元本」の例によって弁済する。

⑸　未収年会費債権の放棄

清算株式会社は、札幌地方裁判所の許可を条件として、本協定案に対する協定認可決定と同時に、年会費を滞納している会員債権者に対して有する未収年会費債権の全額を放棄する。